

# 法務省予算執行計画

平成22年4月9日

平成23年4月27日改正

法務省予算監視・効率化チーム決定

## 第1 目的

この計画は、「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成22年3月31日内閣官房国家戦略室策定。以下「指針」という。）に基づき、法務省予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）が取り組むべき事項等について定めるものとする。

## 第2 予算監視・効率化の推進体制

### 1 チームの構成

構成その他のチームの基本的事項は、「法務省予算監視・効率化チームの設置について」（平成22年2月26日法務大臣決定）による。

### 2 アドバイザー

チームのアドバイザーは、公認会計士など財務・会計、内部統制、業務効率化等に識見のある3名とし、チームの取組が適切かつ十分に実施されているかについての助言を行う。

### 3 定例会合

定例会合は、原則として、6月、11月、1月、3月に開催する。

## 第3 予算監視・効率化に向けた取組計画

### 1 支出負担行為又は支出に関する計画の策定

次の(1)から(3)までに該当する事業・経費等について、毎年度開始前までに支出負担行為又は支出の予定時期及び予定額を明示した支出負担行為又は支出に関する計画（以下「支出計画」という。）を策定し、公表する。

なお、支出負担行為に関する計画にするか又は支出に関する計画にするかは、当該経費の性質、予算監視・効率化に向けた取組の必要性等を踏まえて判断するものとする。

(1) 法務省所管の全ての（目）職員旅費及び（目）庁費

(2) 法務省所管の全ての補助金及び委託費（ただし、契約に基づき支出するもの及び交付決定に当たり裁量の無いものを除く。）

(3) その他当該年度において特に定める経費（平成23年度は、施設施工旅費）

### 2 支出計画の進捗把握・管理

(1) 進捗把握の時期

予算監視・効率化推進グループ（以下「推進グループ」という。）は、支出計画に選定されたもののうち、その所掌に属する事業・経費等に係る毎月における支出計画の進捗状況を翌月末日までに把握する。

(2) 管理の方法

推進グループは、(1)により把握した進捗状況が計画とかい離している場合には、その原因を調査し、是正に努める。

(3) 補助金等の計画的な執行を促進するための目標と具体的な方法

推進グループは、補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努めることとし、交付決定時期等に関して把握・精査する。

3 予算執行計画を含む予算監視・効率化の取組全体の自己評価の実施

(1) 実施時期及び方法

ア チームは、推進グループから原則として四半期ごとの支出計画の進捗状況等の報告を求め、これらを公表する。

イ チームは、上半期及び年度終了後に、予算監視・効率化の取組全体の自己評価を実施し、取組実績と併せて公表する。

(2) 上半期及び年度終了後の自己評価の内容

ア 上半期終了後の自己評価においては、支出計画及びその他の取組の進捗状況を検証し、今後の改善策等を示すものとする。

イ 年度終了後の自己評価においては、当該年度に実施した取組の有効性を実績を踏まえて分析し、翌年度以降の改善策等を示すものとする。

4 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

(1) 補助金等の交付予定

補助金及び委託費は、契約に基づき支出するもの及び交付決定に当たり裁量の無いものを除き、事前審査を実施する。

(2) 重要な調達

工事等を除く調達のうち、次の①から③までに該当するものは、事前審査を実施する。

① 概算見積額が1億円以上の調達（ただし、システム関係及び光熱水料に関する調達は除く。）

② 概算見積額が3億円以上のシステム関係の新規調達

③ 所管公益法人との1,000万円以上の競争性の無い随意契約

(3) 施設整備

工事等のうち、新規の新営事業費が10億円以上の施設整備は、事前審査を実施する。

(4) (1)から(3)までのほかチームが特に必要と認めるものは、事前審査を実施する。

- (5) 執行に緊急を要する場合  
    (1)から(4)までにかかわらず、執行に緊急を要する場合等で、事前にチームの審査を得られないときは、チームに対して事後報告を行う。
- (6) 事前審査を実施する際の観点  
    事前審査は、当該予算執行の「必要性」「有効性」「効率性」について、国民の視点に立って審査するものとする。
- 5 行政事業レビューの実施  
    チームは、法務大臣が別に定める行動計画に基づき、行政事業レビューを実施する。
- 6 国民の声の受付・対応、改善への取組
  - (1) 国民の声の受付体制  
        予算執行に関する国民からの声を法務省ホームページ（以下「ホームページ」という。）又は郵送で受け付ける。
  - (2) 改善への取組  
        受け付けた国民の声は、原則として、所管する推進グループにおいて対応策を検討する。
  - (3) チームへの報告
    - ア 事務局は、四半期ごとに受け付けた国民の声の状況を取りまとめて、チームに報告する。
    - イ チームは、年度終了後に当該年度に受け付けた国民の声の状況と、その対応状況・改善結果等を取りまとめて公表するものとする。
- 7 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組
  - (1) 職員からの意見・提案の募集等  
        職員からの予算執行の効率化等に関する意見・提案を、電子メール又は郵送により受け付け、国民の声に準じて対応する。
  - (2) 職員の意識の向上  
        各組織の各種会同等において、予算執行の効率化等に向けた取組の方策について協議するとともに、本省指示等を通じて職員が予算執行の効率化等を意識して業務に取り組むように周知徹底する。
  - (3) 研修の実施  
        大臣官房会計課が実施する会計職員実務講習会並びに法務総合研究所、矯正研修所及び公安調査庁が実施する各種研修において、予算執行の効率化等に関するカリキュラムを組み込み、予算執行の効率化等に関する意識を醸成する。
  - (4) 人事評価への反映  
        人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員の予算執行の効率化に関する取組や成果について適切に評価に反映する。

## 8 予算執行の情報開示の充実

チームは、「予算執行の情報開示充実に関する指針（平成22年3月31日内閣官房国家戦略室策定）」に基づき大臣官房会計課が実施する次に掲げる情報開示の取組が的確に実施されているか、その進捗状況を管理する。

### (1) 予算支出状況の継続的な開示

ア 所管・組織・項・目別に、毎月の支出状況を公表する。

なお、支出状況を開示することにより適切な行政の遂行に支障が生じるおそれのあるものについては、公表しないことができるものとするが、その場合には、その旨注記するものとする。

イ 公表は、四半期ごとに各月分を取りまとめて、各四半期終了時（第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日）の翌日から起算して45日以内に、ホームページにおいて公表する。

### (2) 予算執行に関する意思決定の情報開示

ア 公共調達に関する情報開示

#### (ア) 契約に係る情報及び契約に関する統計の公表

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づき、契約に係る情報及び契約に関する統計を適切に公表する。

#### (イ) 随意契約見直し計画のフォローアップ等の公表

「法務省随意契約見直し計画」（平成19年1月改訂）に基づく、随意契約の見直し状況のフォローアップ及び「競争性のない随意契約」に係る契約情報を適切に公表する。

イ 補助金等に関する情報開示

補助金等（「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等をいう。以下同じ。）の交付決定について、以下の①から⑥までの事項について、四半期ごとに各四半期終了時（第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日）の翌日から起算して45日以内に、ホームページにおいて公表する。

① 事業名

② 補助金交付先名

③ 交付決定額

④ 支出元会計区分（一般会計・特別会計の別、特別会計の場合は勘定名も記載する）

⑤ 支出元（目）名称

⑥ 補助金等交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日

### (3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示

委託調査費及びタクシー代の執行実績については、「公益法人への支出状況等の公表に伴う契約に係る情報の公表手順の変更について」（平成21年7月1日付け法務省大臣官房会計課補佐官事務連絡）に基づき、四半期ごとに各四半期終了時（第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日）の翌日から起算して45日以内に、ホームページにおいて公表する。

#### 第4 外部機関との連携

会計検査院，財務省主計局，総務省行政評価局，行政刷新会議等と連携し，それらの機関が実施する調査，取組等について積極的に協力する。

#### 第5 予算要求等への反映

この計画における取組で得られた結果については，概算要求又は予算執行への的確に反映させるものとする。

また，会計検査院の決算検査報告における指摘，決算に関する国会の議決，行政評価・監視結果に基づく勧告，財務省の予算執行調査結果等について，改善措置の実施状況をフォローアップし，その結果を的確に予算要求へ反映させるものとする。

#### 第6 その他

##### 1 取組状況等の公表

この計画に関する取組状況等については，ホームページにおいて公表するものとする。

##### 2 計画の見直し

この計画は，指針の改定，計画の進捗状況等を踏まえ，必要な場合には，所要の見直しを行うものとする。